

令和2年度山形県予算編成方針のポイント

令和元年10月
総務部 財政課

令和2年度予算については、①「自然と文明が調和した新理想郷山形」の実現に向けた「令和2年度県政運営の基本的考え方」に基づく施策の展開、②「財政の中期展望」に掲げる財政健全化目標の達成、の2つの柱を実現するための予算を編成する。

1 総括的事項

- (1) 通年予算として、その内容及び規模を的確に見込んで要求
- (2) 持続可能な財政運営の確保に向け、歳入の確保・歳出の見直しを着実に推進
- (3) 県民の声を的確に把握し、事業展開に反映
- (4) 市町村や近隣県との連携、民間等との連携について検討
- (5) 部局横断的な行政課題について関係部局及び総合支庁との十分な協議を実施

2 要求の方法・視点

歳入予算

- (1) 適正額の見積もり … 年間収入額の適正な見積もり
- (2) 受益者負担の適正化 … 様々な角度から受益者の適正な負担について検討
- (3) 国庫支出金の活用 … 国庫支出金制度がある場合は、その活用が必須
- (4) 新たな自主財源の確保 … ふるさと納税の拡大など、あらゆる方向から積極的に検討

歳出予算

調整基金の取崩しの抑制（目標残高104億円）、臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高の減少及び歳出削減目標（30億円）を達成するため、事務事業をゼロベースで見直す

- (1) 歳出の見直し
 - ① 全ての事業で必要性や効果を検証し、市町村や関係団体等との役割分担を含め、事業内容、規模をゼロベースで見直し
 - ② 事務事業の見直し・改善を徹底し、部局長マネジメントの発揮による事業の重点化（選択と集中）を推進
 - ③ 職員提案、部局ワーキングチームによる提案、「部局運営プログラム」の評価・検証等を十分踏まえた見直し
- (2) 政策予算
 - ① 一律のマイナスシーリングは行わず、引き続き職員の自由な発想を促進
 - ② 「施策展開特別枠」の設定
「令和2年度県政運営の基本的考え方」に基づく、「施策の展開方向」に掲げる
 - 1 人材の育成・確保
 - 2 県民の希望実現・総活躍
 - 3 産業の振興・活性化
 - 4 安全・安心社会の構築
 - 5 発展基盤の形成に取り組むための特別枠を設定し所要額を要求
 - ③ 人件費、公債費、税等交付金、社会保障関係経費 … 所要額を要求
 - ④ 上記以外 … 現計予算（一般財源ベース）の範囲内で要求

3 予算編成の透明性の確保

12月上旬に、各部局の予算要求概要を公表

各 部 (局) 長
殿
各 総 合 支 庁 長

総 務 部 長

令和2年度予算の編成について（依命通知）

国内経済は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。県内経済においても、生産はこのところ足踏みがみられるが、個人消費は力強さには欠けるものの持ち直しており、雇用情勢は着実に改善が進んでいるなど、全体として緩やかな回復の動きがみられる。しかし、その先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、米中間の通商問題、いわゆる貿易摩擦を巡る相互の関税措置の影響や、消費税率の引上げを含め、国内外の経済情勢の変化が本県に与える影響に十分留意していく必要がある。

このような社会経済情勢の下で、令和元年度の財政運営は、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の減少や社会保障関係経費が引き続き高い水準で推移すること等により、当初予算において多額の財源不足が生じ、年度末の調整基金残高が104億円まで減少する見込みとなったことに加え、災害復旧事業の追加計上などの影響により、非常に厳しい状況となっている。令和2年度の財政運営を取り巻く環境についても、政府における予算編成の動向、とりわけ、地方財政対策の内容如何によっては、更に厳しい状況になることが想定される。

こうした中で、本県の将来ビジョンである「自然と文明が調和した新理想郷山形」の実現に向け、「令和2年度県政運営の基本的考え方」に基づき、「県民総活躍」「産業イノベーション」「若者の希望実現」「健康安心社会」「県土強靱化」を県政運営の基盤として、今後の県づくりの指針となる「第4次山形県総合発展計画（仮称）」に沿って、「令和」の新たな時代のもと、「やまがた創生」をステップアップしていく必要がある。

また、将来に向けたこれらの施策を展開するためには、「山形県行財政改革推進プラン」に基づき、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、持続可能な財政運営を確保しなければならない。具体的には、財政の中期展望に掲げる財源不足額への対応を確実に実行するため、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化による徹底した歳出の見直しに取り組むとともに、臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高を減少させることにより、自由度の高い歳出構造へ転換する必要がある。

については、こうした諸情勢を十分認識のうえ、下記事項に留意し、令和2年度の予算要求に当たるよう命により通知する。

第1 総括的事項

- (1) 当初予算は、通年予算として編成することとし、その内容及び規模を的確に見込んだ上で要求すること。
- (2) 持続可能な財政運営の確保に向け、歳入の確保及び歳出の見直しを着実に進めること。
- (3) 県民との対話など様々な手法を通じて、県民の声を的確に把握し、事業展開に反映すること。
- (4) 市町村や近隣県との連携を図るとともに、民間資金の活用も含めた民間等との連携について検討すること。
- (5) 部局横断的な行政課題については、関係部局及び総合支庁においてあらかじめ十分に協議を行い、施策の効果的・効率的な実施について検討すること。

第2 歳入に関する事項

1 適正額の見積もり

- (1) 県税及び地方消費税清算金については、経済情勢の推移、政府の税制改正の動向等を見極め、年間収入額を適正に見積もること。
- (2) 地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金については、地方財政計画、国税及び地方税等の動向に留意して見積もること。

2 受益者負担の適正化

- (1) 分担金及び負担金については、事業の性質及び受益の限度を総合的に勘案するとともに、類似の分担金、負担金と比較検討の上、適正額を見積もること。
- (2) 使用料及び手数料については、別途通知したところにより、単価改定を行うこと。改定に当たっては、経費の節減合理化とともに、利用者サービスの向上につながるよう配慮すること。また、受益者負担の導入について、改めて検討を行い、適正な負担を求めていくこと。

3 国庫支出金の活用

国庫支出金制度があるものについては、その活用を前提とすること。また、関係府省における概算要求の状況、予算編成の動向等を見極め、的確に把握して見積もること。

なお、超過負担を伴うものについては、単価差、数量差等の実態を把握し、引き続き解消に向けた強い働きかけを行うこと。

また、制度の終了などに伴う県単独事業への振替は原則として行わないので留意すること。

4 新たな自主財源の確保

県有財産の売却、県の広報媒体や庁舎施設等への企業広告の掲載、県有施設へのネーミングライツ（施設命名権）の設定のさらなる拡大等県有財産の有効活用や、ふるさと納税・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）等の寄附の促進など、自主財源の確保に向けた新たな取組みについて、他自治体の事例等も参考にするなど、あらゆる方向から積極的に検討すること。

また、使途明示型ふるさと納税を活用した事業については、効果的な事業PRにより寄附金額の向上につなげること。

第3 歳出に関する事項

財政の中期展望に掲げた調整基金の取崩しの抑制（目標残高104億円）、臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高の減少及び事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化の歳出削減目標（30億円）を達成するため、事務事業の見直し・改善の結果や事業の優先度等を十分に踏まえ、事務事業についてゼロベースで見直しを行うものであること。

1 歳出の見直し

- (1) 全ての事業について、従来の手法にとらわれず、必要性や効果を検証し、事業内容、規模をゼロベースで見直すこと。その際、県と、政府・市町村・関係団体等とのあるべき役割分担についても検討することとし、必要があれば、政府の施策等に対する提案や、市町村・関係団体等との調整を積極的に行い、応分の負担を求めること。
- (2) 各部長及び総合支庁長は、事務事業の見直し・改善を徹底して行った上で、新たな行政ニーズに対応するため、部長マネジメントを發揮し、事業の優先度に応じ限られた財源を配分するなど「選択と集中」を徹底し、事業の重点化を進めること。この場合、職員提案、部局ワーキングチームによる提案、「部局運営プログラム」の評価・検証等を十分に踏まえること。
なお、具体的には、「令和2年度に向けた事務事業の見直し・改善の実施について」（令和元年5月30日付け行改第14号、人第80号、財第34号総務部長通知）により取り組むこととしている内容を前提として要求すること。特に、「重点取組分」については、「令和2年度に向けた事務事業の見直し・改善「重点取組分」及び「優良事例展開」にかかる知事報告・協議結果について」（令和元年9月13日付け行改第31号、人第245号、財第101号総務部長通知）の知事協議結果を踏まえて要求すること。
- (3) 「組織改革の推進について」（令和元年10月7日付け人第281号副知事依命通知）を十分に踏まえ、事務事業の再構築と組織・人員体制の見直しを一体のものとして検討すること。

2 予算要求

各部局及び総合支庁においては、上記1により必要な見直し・改善を行った上

で、以下に定める経費区分ごとの取扱いに基づき要求するものとする。

なお、要求に当たっては、前年度からの状況の変化に伴い、当然に減じるべき経費を減じた上で、なお必要な見直し・改善を行うこと。

(1) 経常経費

電気・水道料金や燃料費などをはじめとした物価の変動等を反映させるため、令和元年度9月現計予算（以下、「現計予算」という。）に、経費の種類ごとに別途通知する増減率を乗じた金額の範囲内の要求ができるものとする。

(2) 政策経費

① 「施策展開特別枠」の設定

「令和2年度県政運営の基本的考え方」に基づき、「施策の展開方向」に掲げる、

1 人材の育成・確保	4 安全・安心社会の構築
2 県民の希望実現・総活躍	5 発展基盤の形成
3 産業の振興・活性化	

に取り組む事業については、「施策展開特別枠」を設定し、別途通知するところにより所要額での要求ができるものとする。

なお、既存事業の組替事業については下記③により要求すること。

② 人件費、公債費、税等交付金及び社会保障関係経費

所要額での要求ができるものとする。ただし、人件費については、適正な定員管理を図ることによる縮減の方針を的確に予算に反映すること。また、非常勤職員の人件費の計上にあたっては、会計年度任用職員制度への移行を適切に反映すること。

③ 上記以外の経費

「令和2年度県政運営の基本的考え方」に沿った取組みとなるよう、必要な見直し・改善を行った上で、部局全体の現計予算（一般財源ベース）の範囲内で要求ができるものとする。ただし、経費の性質上、現計予算の範囲内での要求が困難な経費については、別途通知するところにより所要額での要求ができるものとする。

3 その他の留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税の税率については、軽減税率制度や経過措置に引き続き留意すること。
- (2) 新規事業を構築する場合は、目標達成年次等を勘案して必ず終期を設定すること。また、既存事業についても、目標達成年次等を勘案してあらためて終期年度を設定するなど、従来設定したものについても再検証すること。
- (3) 定期監査や包括外部監査等の結果を踏まえて要求すること。
- (4) 行政支出点検・行政改革推進委員会の外部評価を受けた事業については、「事務事業評価の実施について」（平成29年12月5日付け行改第57号、財第154号総務部長通知）に基づき、その評価・検証結果を考慮のうえ、要求すること。また、事業の内容や成果を県民により分かりやすく示し、信頼性の高い県政運営に努めるため、引き続き事務事業評価を実施することとするが、具

体的な取扱いについては、別途通知するものであること。

- (5) 地域の実情に沿った現場重視の事業展開を推進するため、引き続き総合支庁地域予算を措置することとするが、「総合支庁の見直しについて（平成28年3月）」の内容を十分踏まえたものとする。なお、要求に際しては、総合支庁と各関係部局間で連携し、施策調整を図ること。
- (6) 「県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」及び「県有建物長寿命化指針」を踏まえ、県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減に向けた取組みを推進すること。
- (7) 庁舎や事務所等の建物の整備については、県が事業主体のものについては、新築は原則として行わないものとし、改築は必要性が十分に検証されたものに限定するものであること。新たに公共施設の整備が必要となる場合には、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づきPPP/PFI手法の導入について検討すること。また、県以外が事業主体のものについては、県の負担が任意の場合は原則として支援しないこと。
- (8) ITを活用した大規模なシステム開発経費については、「事務効率化推進委員会」の評価を踏まえた予算調整を実施すること。
- (9) 試験研究関連経費の要求については、商工労働部による外部評価を踏まえた予算調整を実施すること。
- (10) 県が出資を行っている公社等については、「公社等に関する指導指針」に基づく運営管理の適正化に向けた取組みを進めるとともに、公社等の経営については、自立的な経営を基本とし、県からの補助金、委託料に過度に依存しないよう見直しを行うこと。
- (11) 県単独補助・負担金については、必要性、効果等を評価し、全体として縮減を図ること。特に嵩上げについては、既に着工、実施しているものを除き、原則として廃止すること。
- (12) 国庫補助（負担）制度に基づく義務的な県補助（負担）金のうち、県の負担割合が任意のものについては、最小限のものとなるよう見直すこと。
- (13) 諸会負担金については、従前の取扱いにとらわれることなく、費用対効果を十分見極め、負担の必要性を検討すること。

第4 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計の予算編成に当たっては、一般会計の編成方針に準じること。

貸付事業を行う会計にあつては、適正な貸付枠を設定するとともに、過去の貸付金の償還金との差額については、一般会計に繰り入れること。

第5 予算編成の透明性の確保

予算編成過程の透明性を確保するため、別途通知するところにより、各部局及び総合支庁における予算要求概要の公表を実施するものであること。

第6 政府の予算編成への対応

- (1) 政府の施策や補正予算を含めた予算編成の動向を適時適切に情報収集すること。
- (2) 今後、政府の施策や予算編成の動向によって大きな変更を余儀なくされる場合には、この通知による取扱いを変更する可能性があること。